

# 確定拠出年金制度の運用改善等に関する有識者懇談会説明資料

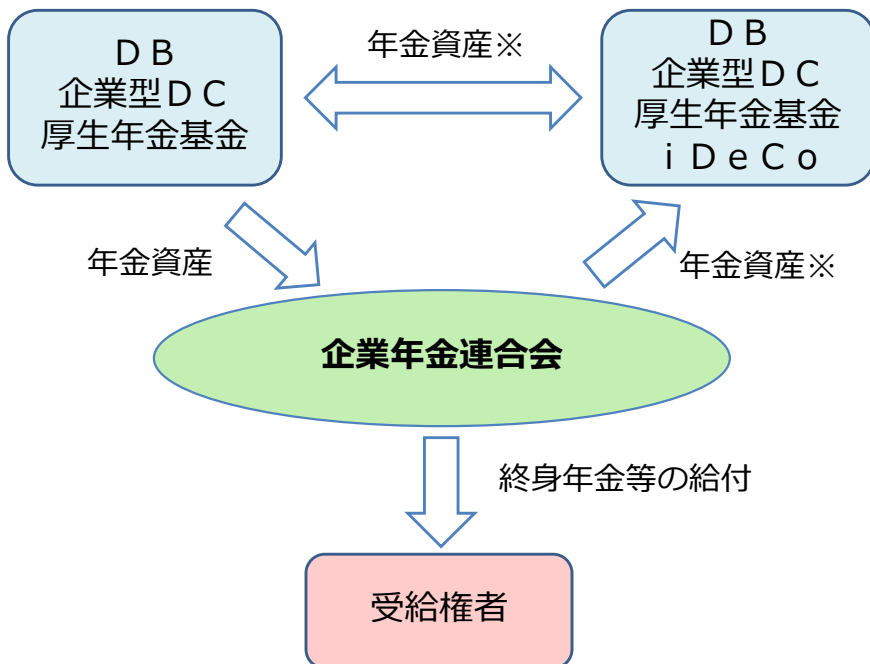
---

2026年6月5日  
企業年金連合会

# 企業年金連合会について

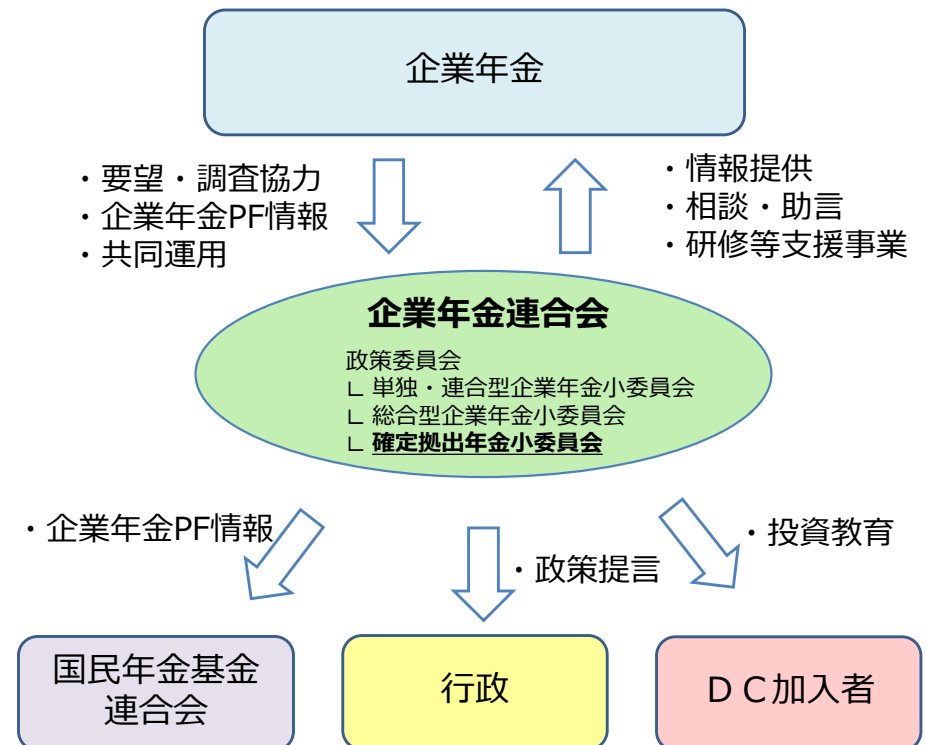
- 企業年金連合会は、企業年金（確定給付企業年金（DB）・企業型確定拠出年金（企業型DC）・厚生年金基金）を退職等により脱退した者（中途脱退者等）の年金資産を引き受け、年金給付を一元的に行うとともに、中途脱退者等の年金資産を転職先の企業年金や個人型確定拠出年金（iDeCo）に移換を行う「企業年金通算センター」の役割を担う特別民間法人である。
- この他、「企業年金ナショナルセンター」として、政府や関係団体への政策提言、企業年金制度に関する調査研究、会員の企業年金に対する各種情報の提供などの企業年金の健全な発展を図るために必要な支援事業を行っている。

## 企業年金通算センター



※DB・厚生年金基金への移換は、当該DB・厚生年金基金の規約に脱退一時金相当額等の移換を受け入れる規定がある場合に限り可能。また、企業型DC・iDeCoから厚生年金基金への移換は不可。

## 企業年金ナショナルセンター



# DC制度の運用改善等に向けた現状の取組み

## 継続投資教育

- 企業型DCを実施する事業主・国民年金基金連合会からの委託を受け、企業型DC・iDeCo加入者等に対する投資教育を実施  
※事業主については、2026年4月から無料化（訪問セミナーを除く）
  - ・ eラーニング
  - ・ 年代別ライブ配信セミナー
  - ・ 訪問セミナー

## 研修・セミナー

- 企業型DCの実務等に関する研修を実施
  - ・ 新任DC担当者研修
  - ・ DC継続投資教育研修
  - ・ DCステップアップ研修
  - ・ 運営管理機関の評価のポイント研修
- 企業年金管理士（確定拠出年金）の認定制度を実施

## ハンドブック等

- 企業型DC実施事業主向けに、制度運営に関するハンドブック等を発行
  - ・ ガバナンスハンドブック
  - ・ 制度運営ハンドブック
  - ・ 投資教育ハンドブック
  - ・ 継続教育実践ハンドブック（事例集）
  - ・ 運営状況点検マニュアル

## 情報提供

- 企業型DCの制度設計、資産運用等に関する取り組み状況を調査
  - ・ 企業型確定拠出年金実態調査
- 企業年金の最新情報などをメールマガジン等により会員の企業年金に提供
  - ・ 「DC FILE」

## 企業年金プラットフォームの運営

- 国民年金基金連合会がiDeCoの拠出限度額確認等を行うために、企業年金の加入者に関する情報を集約し、提供
  - ・ iDeCo加入者の企業年金の加入状況に関する事業主証明書の発行と年1回の確認が廃止に

## コンサルティング

- 企業型DCの制度運営に関する相談窓口として、コンサルティング室を設置
  - ・ DC制度導入の相談
  - ・ DC継続投資教育の相談 等

## 【総論】

DC制度の運用改善等に関する基本的な考え方

## 【具体的な改善要望】

1. 商品除外（入替）のための環境整備
2. 規約変更承認申請・届出の更なる簡素化
3. 加入者用ウェブサイトへのアクセス方法の普及促進
4. 企業型DCからiDeCoへの移換の仮受付
5. DB（厚年基金）からDCへの移換に関する様式の統一等
6. 海外居住者への対応

## 企業年金制度をめぐる現状

- 公的年金のマクロ経済スライドの発動や引退後期間の長期化の進行、昨今のインフレ環境下において、企業年金の所得保障機能の重要性は増しているにもかかわらず、企業年金の実施率・加入率は十分とはいえない状況。
- 雇用の流動化・転職者の増加、高齢者就業の拡大に伴う定年延長、育児・介護休業など、個々人の働き方・ライフコースの多様化に対応しつつ、老後資産が適切に形成されるようにすることが必要。

## 企業型DC制度の普及促進及び持続可能性の向上

- 企業型DC導入の阻害要因は、事務負担や費用負担とされている中、手続きの簡素化や、運営コストの効率化、税制優遇などを通じて、企業年金運営の持続性を高めるための環境の整備が必要。
- 企業型DC制度において、運用商品の選定と提示や情報提供などを行う運用関連運営管理機関と、加入者ごとの運用記録や管理・事務処理などを行う記録関連運営管理機関（R K）が、更なる業務の効率化・簡素化等を実施することに伴い、コスト増になる場合は、手数料への安易な転嫁を行うのではなく、まずは運営管理機関側でコスト削減の努力をしたうえで、コストの開示が必要。

# 1. 商品除外（入替）のための環境整備①

## A社の事例（2022年8月に商品除外実施）

- 4月下旬に除外商品保有者向けに通知（同意取得サイトへのログインQRコードを記載）を郵送し、ウェブサイトでの除外に関する同意確認（不同意の場合のみ回答のオプトアウト方式）を実施。いずれの商品についても2/3以上の同意を得られたことから、除外が決定。

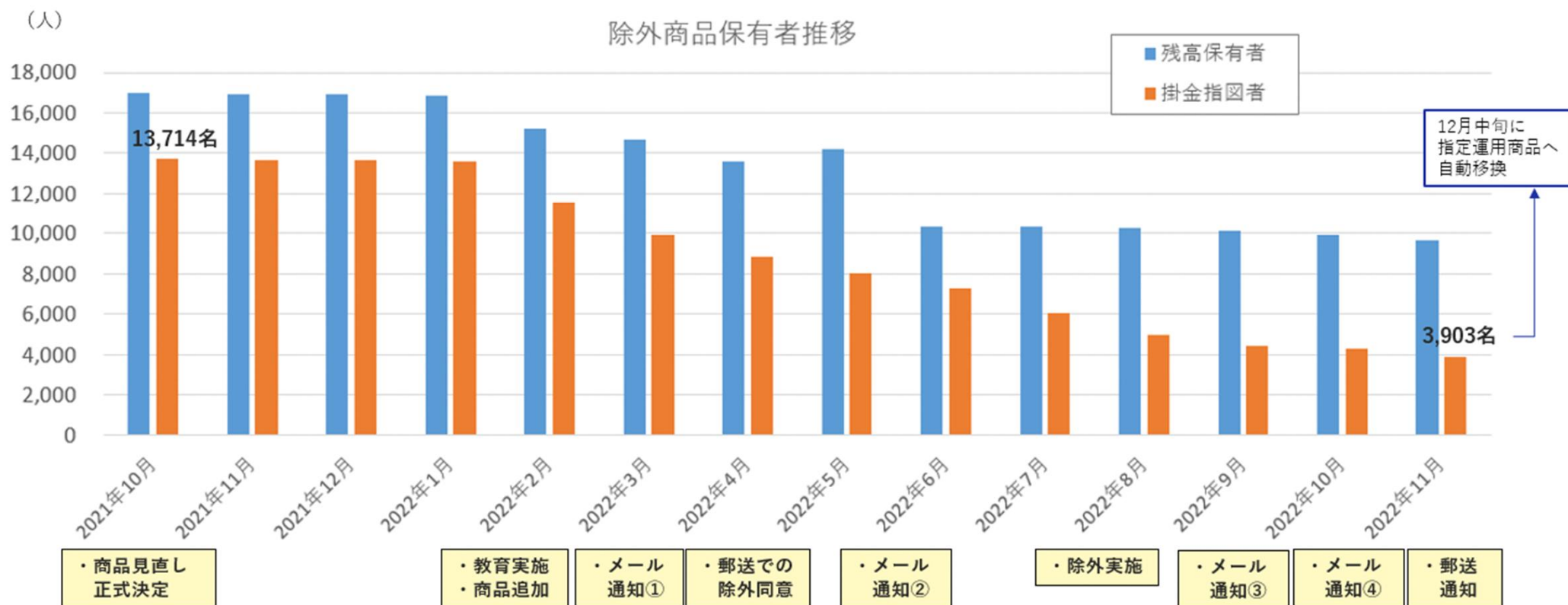
分類	商品名	保有者数	不同意者数	同意率
国内株式	国内株式アクティブファンド（グロース）	13,456	233	<b>98.3%</b>
外国株式	外国株式アクティブファンド（グロース）	5,920	127	<b>97.9%</b>
外国株式	外国株式アクティブファンド（バリュー）	2,403	45	<b>98.1%</b>
外国債券	外国債券アクティブファンド（為替ヘッジ付き）	3,113	38	<b>98.8%</b>

# 1. 商品除外（入替）のための環境整備②

## A社の事例（2022年8月に商品除外実施）

### 【除外商品保有者の推移】

- 2月の商品追加以降、除外商品保有者（掛金指図者）に何度もリマインドを実施し手続きを促した。その結果、除外商品を掛金拠出先とした者のうち、約71%が指定運用方法適用までに変更手続きを実施。
- ただし、除外商品残高保有者のうち商品預替えを実施した者は、約45%にとどまる。



# 1. 商品除外（入替）のための環境整備③

## 現状の課題

- 商品除外にあたっては、除外商品保有者の同意取得及び周知等のため、運営管理機関から除外商品保有者全員に通知を郵送しているほか、電子メールも送信している（除外商品保有者を事業主が知ることはできない）。
- そのため、費用・時間・準備のコストがかかり、商品除外（入替）を実施するうえでのハードルとなっている。
- 運営管理機関による運用の方法（ユニバース）の公表について、ウェブサイトの更新のタイミングが統一されておらず、商品入替にあたって直近の同時点における比較ができない。

## 改善要望

- 閉鎖型除外（＝過去分の現金化を伴わない除外）に限り、商品保有者の個別同意は不要とし、労使合意のみによる手続きとできないか。
- 個人の商品保有状況を事業主側が把握できるようにし、事業主自らが同意取得の手続き及び商品預替えの周知徹底を行うようにできないか。
- R Kによっては除外を実施する時期に制約があるが、制約をなくすことはできないか。
- 運営管理機関による運用の方法（ユニバース）の公表は、省令に「少なくとも毎年1回公表」と規定されているが、例えば「毎月末時点の情報を公表」と変更できないか。

## 2. 規約変更承認申請・届出の更なる簡素化

### 現状の課題

- 規約変更承認申請・届出の際に添付が必要な書類が、DBとDCで異なる（例えば、実施事業所の減少に伴う規約変更において、全喪届はDBは不要、DCは必須）。
- DCは提出締め切りが厳格であり（2か月前申請）、必要な添付書類の用意を間に合わせる事が困難なことが多い（各種同意書、改定後の退職金規程など）。

### 改善要望

- 承認が必要な事項の一部を届出事項に、さらに届出事項の一部を届出不要事項とするなど、規約変更手続きの更なる簡素化を検討いただけないか。
- 添付書類の削減（例えば、同意書取得はこれまで通り行うものの、添付を不要とする）を検討いただけないか。

### 3. 加入者用ウェブサイトへのアクセス方法の普及促進

#### 現状の課題

- 現在、加入者用ウェブサイトへのアクセスのハードルの高さがDC活用の障壁となっている。加入者用ウェブサイトには会社の人事システムから直接アクセスできず、サイトアクセスには「ID（番号）」と「パスワード」が必要。ID（番号）とパスワードが不明な場合、運営管理機関経由でR Kに再発行を依頼するが、再発行には最低1週間が必要でかつ郵送対応となっている。
- こうした現状は、運営管理機関も認識しており、生体認証を用いたスマホアプリから加入者用ウェブサイトへのログインサービスや、事前登録されたメールアドレスによる本人確認を経たID（番号）とパスワードの即日発行サービスなどを実施しているが、多くの方に認知されていないのが実情。

#### 改善要望

- 加入者が行動を起こそうと思い立った時に手続きを完了することができるよう、ID（番号）とパスワードの入力等といった障壁を取り除いていくことが重要。
- スマホアプリによる生体認証を用いたアクセス方法や、メールアドレスの事前登録によるID（番号）とパスワードの即日発行等のサービスについて、積極的な普及促進ができないか。
- デジタル化の流れを踏まえ、運営管理機関へのメールアドレス登録の義務化を検討できないか。

## 4. 企業型DCからiDeCoへの移換の仮受付

### 現状の課題

- 前職の企業型DCの資格喪失処理が完了していなければ、iDeCoへの資産移換の手続きができない（前職の企業型DCの最後の掛金拠出が完了した後、iDeCoへの資産移換も可能となる）。
- 本人は移換手続きを行うつもりであったが、手続きができず、そのまま放置してしまうケースが考えられる（自動移換問題にもつながる）。

### 改善要望

- 前職の企業型DCの資格喪失処理を待たずに、在職中にiDeCo移換の手続きが可能となるスキームを構築できないか。（例えば、入力された退職日（資格喪失日）をもとに、いったん移換の申込を受領、その後、資格喪失データと突合出来たら、処理を再開するといったフローを想定）

## 5. DB（厚年基金）からDCへの移換に関する様式の統一等①

### 現状の課題

- 移換に関する様式及び運用方法がR K間で統一されていないこと、様式自体が加入者にわかりにくいことから、書類差し戻し等が発生し、企業年金および加入者への負担となっている。

### 改善要望

- 最終的には、電子申請かつ手続きの進捗状況の見える化（現在、どこで処理が流れているのか）が実現することが望ましいが、当面は以下のように様式及び運用方法の統一等の対応ができないか。

#### （1）様式等の統一

①記載項目・表記方法（西暦、金額、押印要否）の統一

②用紙サイズをA4に統一

※用紙サイズがA4とA3で混在している（自宅プリンタで出力の場合、A3での出力は難しい事情もある。NRKとJIS&Tはどちらでも可としているが、国民年金基金連合会はA4は不可としている）。

③受付印欄の有無の明確化

④算定基礎期間の開始日及び終了日の記載方法の統一

※資格喪失日・終了日（退職日）の扱いが不明確、休職（育休・介護）の記載方法や期間の数え方の案内が運営管理機関によって異なる。

（次頁に続く）

## 5. DB（厚年基金）からDCへの移換に関する様式の統一等②

### 改善要望

（前頁から続く）

#### ⑤基金種別の○印欄を廃止し、基金名で判断する運用に統一

※移換元が厚生年金基金又は確定給付企業年金のどちらかに○印を付ける欄がある様式が存在するが、基金名で判断可能なため不要ではないか（チェックすることが手間であり、本人が記入ミスした場合に差し戻しをR Kから要求される）。

○印	届 出 区 分	<記入上の注意>
	厚生年金基金から資産を移す	・ 太線内の項目は、必ず記入してください。
○	確定給付企業年金から資産を移す	・ 届出区分は、該当する区分のいずれかに○をつけてください。

#### （2）手続きの進捗状況の見える化、ペーパーレス化

- ①移換申出書（移換可否決定通知書）をR Kに送付後、実際に移換金を支払うまでに2～3カ月を要している。この間の対応（退職者からの問い合わせ、R Kへの進捗確認）に苦慮しているため、手続きの進捗状況をネット等で確認できる仕組みにできないか。
- ②手続きの進捗状況の見える化実現と併せて、DBからR Kへ提出する移換可否決定通知の電子データでの提出を可能とできないか。

## 6. 海外居住者への対応

### 現状の課題

- R Kが発行する海外居住の加入者への通知（「年度実績通知」「ID（番号）/PW再発行通知」）は、事業主を経由して海外居住者へ送付している。この送付作業は事業主にとって大きな負担となっている。

### 改善要望

- 海外居住の加入者への通知は、R Kから直接行うことができないか。